



秘密意匠制度は非常に魅力的だと思うのですが、みんなが使っているわけではないようです。公報に掲載されたほうがメリットは大きいのでしょうか？あるいは秘密意匠制度に何かデメリットがあるのでしょうか？



(大阪府 M. K)



1. はじめに

秘密意匠制度は特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説』(第22版、2022年)に「ある意匠を創作したがその実施化にまだ取りかからないというような場合には、まず先願としての出願を確保しておく必要がある一方で、商品の販売前に意匠公報の発行により意匠が公開されると商品の広告、販売計画に支障を来す場合があります、このような場合に秘密意匠の規定が活用されている」と記載されているように、創作の完成や出願の時期と公開の時期の調整を図るべく設けられたものです。

2. 秘密意匠に係る意匠公報の内容

秘密意匠は登録意匠に係る図面や写真等の他、「意匠に係る物品」「意匠の説明」を設定登録日から最大3年間、秘密にできるもので、登録当初に発行される意匠公報には、公報発行日、意匠登録番号、登録日、出願日、出願番号、出願人、代理人のみが掲載されます。

秘密意匠のため表示可能なイメージがありません

図1. 秘密意匠 (J-PlatPat)

3. 秘密意匠の活用方法

前述したように、秘密意匠であっても公報に出願人の名称が掲載されるため、例えば同業他社の秘密意匠を見つけることは可能ですが、どの商品に対応する意匠権であるかを確認することはできません。この特性を生かして、多くの秘密意匠を登録したり、通常の意匠と秘密意匠とを交ぜたりすることで、他社に対する高い<sup>けんせい</sup>牽制効果を期待する出願人(意匠権者)もいます。



図2. ある出願人(意匠権者)の登録意匠 (J-PlatPat)

4. 秘密意匠のデメリット

(1) 秘密意匠に抵触する意匠を他人が実施した場合、秘密意匠の内容を提示したうえで差止めを請求することは可能ですが、損害賠償においては過失の推定が認められず、当該他人が秘密意匠の内容を知らなかった間に発生した損害についての賠償を請求すること

はできません。

そのため、仮に高額商品に係る秘密意匠について侵害行為があった場合でも、高額な損害賠償金を得ることができない可能性がある点はデメリットといえるかもしれません。

(2) 秘密期間中は、前述した牽制効果が効かない他人に対しては侵害行為を予防することができない可能性がある点や、差止請求のためには特許庁に秘密意匠の内容についての証明を請求し、それを提示して警告を行うといった手間が掛かる点をデメリットと捉える出願人もいます。

(3) その他、特にベンチャー企業等においては、自身の登録意匠を明示して他社による侵害を予防したり、取引先やホームページ等において自社の知財活用を積極的にPRすることにより、ビジネス面で生かしたりされている方もいます。

5. おわりに

以上のように、秘密意匠制度は制度趣旨による活用の他、他人に対する牽制効果と、秘密にすることによるデメリット等を踏まえて、利用の要否についてご検討ください。